

									(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

二十ホ+へ=

注 3(2)及び6(2)の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。